

【事後対応用】

復帰プロセス・規定

※選手・コーチへの説明および事務手続き用

1. 「脳振盪疑いリスト(Possible Concussion List)」への登録

大会中に脳振盪、あるいはその疑いがあると判断された選手は、AJTA 医科学委員会が管理するリストに一時登録されます。

- 目的：選手の安全確保と、次大会への安全な復帰のサポート。
- 除外条件：専門医による「競技復帰許可(診断書)」の提出。

2. WT 規定に基づく競技停止期間(原則)

脳振盪と診断された場合、以下の期間は原則として公式戦への出場が禁止されます。

- 成人(Seniors)：30 日間
- ジュニア(Juniors)：40 日間
- カデット(Cadets)：50 日間

3. AJTA 主催大会への復帰フロー

次回の AJTA 主催大会・合宿・遠征等に参加を希望する場合、以下の手順を踏んでください。

1. 専門医(脳神経外科等)を受診：単なる受診ではなく「競技復帰の可否」を仰いでください。
2. 診断書の提出：「競技復帰を許可する」旨が記載された診断書を AJTA 事務局へ提出。
3. リストからの除外：事務局・医科学委員会の確認をもって出場・参加許可となります。

注記：診断書を求めるのは、選手の復帰を妨げるためではなく、重大な事故(セカンドインパクト症候群など)から選手を守るための「証明」として活用するためです。